

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県北佐久郡立科町

2 構造改革特別区域の名称

都市農村交流空間創造特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県北佐久郡立科町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 立科町の位置

当町は、長野県の東部に広がる佐久平の最西端に位置し、南北に細長い形状をした町で、北部の山麓台地と、南部の高原地帯からなっている。南は蓼科山を境として茅野市、東は望月町、北は北御牧村、西は小県郡の長門町と丸子町に接している。

首都東京からの距離は約 180km、県庁から役場まで 57.7km、JR の最寄りの駅となる佐久平駅から 17km の位置にある。

(2) 立科町の人口等（平成 12 年国勢調査）

①立科町の人口・世帯数

人口・・・8,609人（男 4,252人 女 4,357人）

世帯数・・・2,799世帯

②農家人口農家数（平成 12 年センサス）

人口・・・5,443人

農家数・・・1,382戸

③人口の推移

昭和 30 年合併時 10,171 人で昭和 45 年には 8,301 人まで減少したがその後は 8,600 人前後のほぼ横ばいで推移している。

(3) 立科町の面積（平成 13 年農林統計）

総面積・・・66.82 km²

耕地面積・・・1,340ha

（水田 762 普通畑 363 樹園地 157 牧草 58）

採草放牧地・・・61ha

山林原野・・・3, 848ha

その他(宅地・道路等)・・・1, 433ha

(4) 立科町の農業の概要

当町は、南にそびえる蓼科山（標高 2,530m）を頂点とし、その北丘陵地に発達した高原農村で、耕地率 20%、林野率 58% で中間農業地域に属している。

耕地は標高 600~950m の間に分布し、水稻・果樹（りんご）・畜産（蓼科牛・蓼科山麓豚）を中心とする農業の町であるが、白樺湖、女神湖、蓼科牧場等の観光スポットを有し、年間 200 万人を超す観光客が訪れる白樺高原をかかえており、観光の町としての顔も併せ持っている。

当町の気候は年間の平均気温が 10℃ で、冬の寒気は厳しいが昼夜・年間とも温度差が大きいため四季の変化に富んでいる。また、年間降水量は 980mm ときわめて少ないため、農業用水の不足から 350 年程前、蓼科山から湧き出る豊富な水に着目した先人たちは、総延長 50km を超える堰を幾筋も築き、安定的な用水の供給により今日の農業の町を築いた歴史がある。以来 堰を護るための共同活動が代々受け継がれ、水稻を中心に養蚕、薬用人参、たばこなどの畑作物や果樹、畜産との複合経営による生産活動を展開し、豊かな田園空間と独自の風土を育ててきた。

しかし、養蚕の衰退や薬用人参の連作障害等、加えて近年における兼業化や高齢化等の進行により労力不足から耕作放棄地が多発し、平成 12 年センサスでは 259ha が耕作放棄され、経営面積に占める割合は 20.5% と県平均 10.9% より約 10% 高く、もはや農業内部だけでは解決できない規模となっており、農業生産量の減少だけでなく農業・農村の持つ多面的、公益的機能が低下し、国土保全の観点からもその発生の防止と農地の利用増進は喫緊の課題となっている。

(5) 担い手の状況

立科町における基幹的農業従事者のうち 62.8% が 65 歳以上であり、農業従事者の高齢化の進行は継続的農業生産を展開していくうえで最も深刻な課題である。

今後ともさらに進行することが予想されるので、やりがいのある農業、魅力ある農村振興を図りつつ後継者を育成するとともに、新たな担い手として新規参入者の確保及び農業経営の法人化を推進し、高齢農家等の農地の受け皿として法人を位置づけ、育成していく必要がある。

法人化は進まない状況であるが、現在農業生産法人は 4 経営体となっている。

(6) 農業と観光を結びつけた地域振興

国際化の進展や農業構造が変化する中で、農業の担い手を確保し農地の利用増進を通じて地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るためには、地域特性を活かした魅力ある生産環境を創出していくことが重要である。そこで、生産と生活基盤である農村を交流基盤として捉え、農地や森林をはじめとする地域資源を活かした都市農村交流を促進し、若者の定着しうる魅力ある農山村環境の形成を推進するとともに農山村が有する多面的機能の保全と活用により、地域の活性化を総合的

に図っていくことを目的として、平成10年に山村地域活性化ビジョンを策定した。このビジョンでは、社会経済の低迷が続く中で、観光施設の利用者の減少に伴い、著しく活力が低下している南部の白樺高原との連携を図り、農業と観光を結び付け、相互の活性化を目指した特色ある地域振興を推進することとしている。

平成12年には本ビジョン実現の一環として、観光地と農村部の中間地点である陣内地籍の町有林に陣内森林公園を設置し、森と自然にふれあい水に親しむ環境を整備して、森林の機能や用水路の機能を評価する意識を高めるとともに農業と観光の中継地として町内外の交流の促進を図っている。

また、平成13年度からは茂田井地区の国道142号線沿いの遊休荒廃地帯にグリーン・ツーリズムを主体とした都市農村交流拠点「蓼科農ん喜村（たてしなのんきむら）」の整備を進め、クラインガルテン（休憩小屋付き市民農園）・農産物直売所・加工施設を建設し、本年度からは県営事業において、都市農村交流促進センターの整備が進められており、官民一体となったグリーン・ツーリズム推進のための都市農村交流空間の基盤が形成されつつある。

5 構造改革特別区域計画の意義

今回の構造改革特別区域の範囲は、観光客の減少に伴い施設の維持が限界となっている観光地域と農業労働力の不足に伴い農業生産活動が低下している農村部との結びつきを強化することにより交流人口の増加を図り、都市住民との交流を通じた活性化の効果を町内全域に波及することをねらいとして、町内全域としている。

これまで当町では、ほ場整備や近代化施設整備を中心とした生産基盤の整備を強力に推進するとともに上下水道の整備等生活環境にも配慮し、合理的な生産基盤づくりと住みよいまちづくりを推進してきたが、高齢社会に入り労力不足から自らの労力に見合った生産活動がされるようになり、大量生産より少量で安心安全な野菜づくりや農村女性の考え方も生産だけの農業から加工・直売を加えた産業を求めるように変わっている。

一方、余暇の拡大した都市住民は、物の豊かさから心の豊かさを求め、見る観光から体験に、消費型から節約滞在型に旅の態様も変化してきたほか、学校では総合的な学習の時間が組まれ個性と自立を重んじた学習が実施されるようになり、当町に訪れる小中学生の修学旅行、林間学校、移動教室等でも体験を中心とするスタイルとなっている。

このような都市住民や農村現場のニーズに対応して、交流基盤づくりに施策を転換し、グリーン・ツーリズムの推進によるまちづくりを図ることとし、遊休農地解消対策の一環として都市農村交流拠点「蓼科農ん喜村」を整備しているところである。本拠点は、交流の促進を通じて相互に理解を深め合うとともに情報の受発信、景観保全に対する意識の高揚を図り、地域資源の保全や農業生産活動の活性化を促進することをねらいとしているものであるが、行政主導のグリーン・ツーリズムでは限界があり、多様な要請に応えうる体験実習の場の提供や受入れ体制、機動性あ

るサービス面においては特に民間活力が必要である。農業生産法人としても輸入農産物の増加、消費者ニーズの多様化等で農産物価格が低迷している現下の情勢から農業生産だけでは安定的な雇用が図られないため、耕作活動の一環として農業体験の場を都市住民に提供することが可能とするならば、まさに官民一体的なグリーン・ツーリズムの推進が実現できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当町では、都市農村交流を通じて地域資源を見直し、都市との共生により地域経済の活性化に結びつけるため官民一体となったグリーン・ツーリズム推進のまちづくりを目指して、農山村滞在型余暇活動機能整備計画を昨年樹立した。本計画も活性化ビジョンも都市農村交流拠点「蓼科農ん喜村」を核として、交流人口の増加を図り、農地や観光施設の利用増進、農業生産活動の活性化をねらいとしていることは共通している。

具体的には、グリーン・ツーリズムの推進を通じて、地域住民には自らの地域への誇りと自信を取り戻し、適正な農林地管理や農村景観の保全と快適な農村空間の創造に対する意識の高揚を図るとともに、都市住民には滞在可能な体験の場を提供し、農作業・林業・農村工芸実習等を通じて農業・農村に対する理解の増進を図る。さらに、生産者の顔が見え、交流により安心・安全な農産物を提供することにより新たな販路が生まれ、農業者の生産意欲が向上し、農地利用の増進とともに地域資源を活かした活性化が図られることを目指している。

このため、構造改革特別区域法に基づく農業生産法人が農業関連事業として行なうことができる事業の範囲拡大の特例措置の適用により、農村滞在型余暇活動のための施設の設置及び運営並びに当該活動を行なう者を宿泊させ、当該活動に必要な役務の提供が可能となることにより、雇用の安定と新たな農業の担い手である農業生産法人の経営が安定し、同じ環境にある全国への波及と農業経営の法人化の推進に拍車がかかるものと期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画は、当町が計画している交流人口を更に拡大し、地域資源の保全と農業生産活動の活性化を促し、耕作放棄地の拡大を防止するものである。つまり、交流の促進により地域住民に農村そのものが商品としての自覚が芽生え、交流空間の創造に一丸となる気運が助長される。また、交流による近親感から地域農産物の販売促進とも結びつき、農家所得の向上が地域経済に活性化をもたらすことになる。さらに、地域農業者への生産意欲の向上から遊休荒廃農地復旧対策事業補助等の関連事業の活用が増え、(町としては波及効果により平成20年度までに全町で9haの遊休農地の活用を見込む)遊休農地増加〔参考1〕に歯止めがかかり、緑豊かな

農村景観が保全される。その牽引役として農業生産法人は大きな役割を持っている。

都市農村交流の効果は、農村部だけでなく林業体験や森林教室等の体験機会の提供により観光施設の利用者の増加にも結びつき農業と観光が連携した地域振興が進み相乗効果が生まれることとなる。

今回の特定事業の適用により平成20年には、3法人が農業体験施設の整備により農村滞在型余暇活動関連事業への進出が見込めるほか、その効果の波及によりさらなる法人の参入が期待でき、蓼科農ん喜村を核としたグリーン・ツーリズム推進が全町へと広がる効果を生み出す。

農業生産法人では、農業関連事業の拡大により体験施設における売上や法人によっては、簡易宿泊業としての宿泊施設経営・農村滞在型余暇活動に係る農園利用方式による市民農園の運営（当初は50区画の計画であるが、さらなる波及により50区画を見込む）等による売上、さらに体験施設利用者等との交流の中から情報の受発信が活発となり消費者ニーズにあったサービスの提供が促進され、経営が安定化する。（体験等による年間売上見込み23,200千円）また、農産物の直接販売や法人の経営安定から経営規模の拡大が加速される。

農業生産法人の関連事業による都市農村交流人口は、市民農園で年間2,800人・体験施設等においては蓼科農ん喜村との相乗効果により年間3,500人、合わせて年間6,300名が見込まれ、それにともない5名の雇用を要するとともに、関連事業で行なう農園利用方式の市民農園100区画（1ha）や管理棟、駐車場、宿泊施設等（1ha）で2haの農地が有効利用される。

構造改革特区に及ぼす効果

項目	現在(平成14年)	将来(平成20年)
特定事業実施農業生産法人	—	3経営体
特定事業実施農業生産法人の体験等年間売上	—	23,200千円
特定事業による雇用の促進	—	5人
特区内農業体験等交流人口	2,700人	9,000人
農ん喜村農産物直売所売上	33,000千円	48,000千円
観光リフト利用者	53,300人	55,000人

- ◎交流人口増内訳
- ・市民農園利用者
1区画（1世帯）2人×2回×7ヶ月×100区画
＝年間2,800人
 - ・体験施設等利用者
500人×7ヶ月＝年間3,500人

8 特定事業の名称

(1) 1005 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

- ①「蓼科農ん喜村」を中心としたグリーン・ツーリズムの推進
 - ・ 地域資源等のふれあいイベント・住民との交流イベントの実施。
- ②遊休荒廃農地復旧対策事業補助金
 - ・ 町単独事業として「遊休荒廃農地復旧対策事業補助金」を設け、遊休荒廃農地の復旧事業に対して10a当14万円を事業費の上限とし、その2分の1を補助する
- ③農業委員・JA・町の連携により農地銀行活動の推進・強化

別紙（特定事業番号1005）

1 特定事業の名称

農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において農業を行う農業生産法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特区認定の日

4 特定事業の内容

（1） 事業に関与する主体

特区内において農業を行う農業生産法人

（2） 事業が行われる区域

立科町の全域

（3） 事業の実施期間

構造改革特区認定の日から通年

（4） 事業により実現される行為や施設などの詳細

農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供を追加するとともに法人によっては農村滞在型余暇活動に利用目的の施設や宿泊施設の設置・運営を行う。

（5） その他必要な事項

5 当該規制の特例措置の内容

当町は、農業と観光の町であり、その特性を利用してグリーン・ツーリズムの推進を進めてきたが、更なる発展を進めていくためには民間活力の導入が不可欠であり、農業と係わりのある農業生産法人がその一翼を担うことが農業の活性化にもつながることが期待出来ると考えるが、現状では農業体験施設の運営、その滞在のための宿泊施設の経営は、農業及び農業関連事業には含まれないため、それが過半を占めると農業生産法人の要件を満たさなくなってしまう。そのため、農地法施行規則第1条の2の特例措置を講ずることにより農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲を拡大することにより、グリーン・ツーリズム活動が一層促進されるとともに農業生産法人の活性化、農業と観光等を結びつけた地域振興が実現される。